

オミクロン対応2種 どう使う?

BA.5 ワクチン接種開始 判断は自治体ごと

新型コロナウイルスのオミクロン株「BA.5」に対応したワクチンの接種が、13日から始まった。先行して接種が始まっている「BA.1」対応のワクチンから今後、在庫状況を踏まえながら切り替わっていくことになるが、その時期や二つのワクチンの使い方は、自治体の判断に委ねられている。

BA.1 対応のワクチン接種は、まず高齢者らを対象に9月20日にスタート。自治体には約3100万回分が配られ、接種回数は10月13日時点で約152万回。一方BA.5 対応のワクチンは、現在、国内で流通しているウイルスに対応。マウス実験では、BA.5 に高い有効性が確認された。ただし、ヒトでのデータは公表されていない。成分の一部を変更するだけのため、安全性に大きな違いはないとして承認された。自治体に配送する米ファイザー社製のワクチンは、今週からBA.5 対応に切り替わったが、自治体は、BA.1 対応のものと同様に、2種類のオミクロン株対応ワクチンを在庫として抱える形となる。

一方、厚労省は、ワクチンの有効性に大きな違いはないとして、住民が予約す

る際に2種類のうちどちらを接種できるかを明示する必要はない、と自治体に説明。BA.1 対応について「廃棄せず、今後の「第8波」に備え、すみやかに接種可能なワクチンの接種を進めることを求めている。自治体は、それぞれに対応を検討している。

東京都港区では今月初旬ごろから、「BA.5 対応の接種がいつ始まるのか」など住民からの質問が相次いだという。同区では14日から順次、使用するワクチンをBA.1 からBA.5 に切り替える。担当者は「二つを併用することも検討したが、BA.5 を待つ声も多かった。接種会場の数や規模を考えると、BA.1 を用いる場所を残すよりも、切り替えたほうが、多くの区民にすみやかにうつってもらえ

「検査キットと解熱剤、事前購入を」 政府

■全員
・抗原検査キットや解熱鎮痛剤を事前購入
・オミクロン株対応ワクチンの接種
・高齢者、基礎疾患のある人、妊婦、子ども
・速やかに発熱外来、かかりつけ医で受診
・定期接種対象者のインフルワクチンの接種
・高齢者ら以外

・体調不良時はまず自己検査。コロナ陽性なら健康フォローアップセンターに登録し、自宅療養
・受診は電話・オンライン診療を活用

(受診検査方法は自治体判断により適用)

インフルと同時流行対策
政府は13日、今冬の新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対策を発表した。発熱した場合、重症化リスクの低い人にはまず自主検査し、できるだけ発熱外来は受診せず解熱鎮痛剤を飲む

で自宅療養することを促す。国民にコロナの抗原検査キットと薬を事前購入しておくことを呼びかけた。政府は同時流行すれば1日の患者数が最大でコロナ45万人、インフル30万人の計75万人にのぼると想定。発熱外来の逼迫を避けるため、「重症化リスクに応じた外来受診・療養への協力」を呼びかけるとした。具体的には、重症化リスクが高い高齢者、基礎疾患のある人、妊婦、小学生以下の子どもには、発熱時に発熱外来やかかりつけ医の受診を呼びかける。それ以外の人にはコロナの検査キットで自主検査してもらう。陰性で受診を希望する場合は、オンライン・電話診療の活用やかかりつけ医の受診を検討してもらう。こうした対応の開始時期は、都道府県がコロナとインフル両方の発生動向をみながら判断する。(枝松佑樹、市野堯)

5〜11歳用を申請 米ファイザー

「BA.5」に対応したワクチンについて、米ファイザー社は13日、5〜11歳の子ども用を国内で使えるよう厚生労働省に承認申請した。現在国内で承認されているオミクロン対応ワクチンは12歳以上が対象。このワクチンは中国武漢由来のウイルス株のmRNAとオミクロン株の系統

政府は接種間隔を現在の5カ月から3カ月に短縮する方向で検討している。国民や自治体の現場が混乱しないように、政府がワクチンの効果や接種の意義を丁寧に伝えることが重要になる。(神宮司美玲)

一方、米食品医薬品局(FDA)は、12日にこのワクチンの緊急使用許可を5歳以上にも適用したと発表した。(市野堯、ワシントン・合田)

オミクロン株に対応した
2価ワクチンの接種が開始されました。



【第2報】

ワクチンの種類が増えました。
BA.1かBA.4-5の
いずれか早く打てるワクチンで
1回接種をしましょう。



接種の対象と使用するワクチン



- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン(「オミクロン株対応2価ワクチン」)の接種は、初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種できます。
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から5か月(※)以上経過している方は接種可能です。
(※) 2022年10月7日時点。接種間隔の短縮等について検討し、10月下旬までに結論を得る予定です。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉

ワクチン 【BA.1対応型／BA.4-5対応型】	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者		
		12歳以上	12歳以上	18歳以上
ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型／BA.4-5対応型】	× (使用不可)	12歳以上	○	○
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	× (使用不可)	18歳以上	×	○

(※) 2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。



オミクロン株対応2価ワクチンの種類と特徴



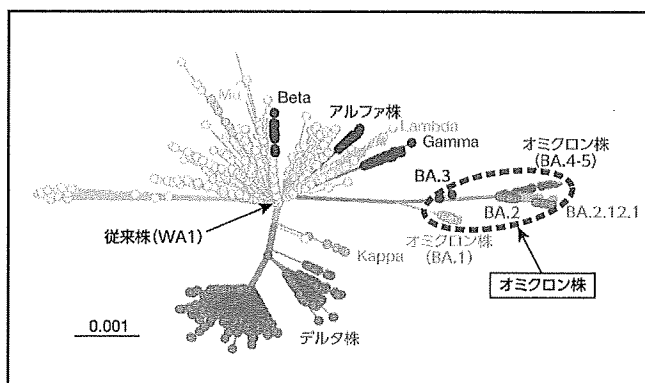
2種類の2価ワクチン(BA.1対応型／BA.4-5対応型)が使用可能ですが、いずれも従来型ワクチン(※)を上回る効果が期待されます。

(※) 新型コロナの従来株に対応した1価ワクチン

- 2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類(BA.1とBA.4-5)があるため、2種類のワクチンがあります。その効果は以下の通りです。

- BA.1、BA.4-5 は、いずれもオミクロン株の種類(亜系統)です(右図参照)。そのため、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、現在流行の中心であるオミクロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が期待されています。
- また、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。

〈 新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ(系統樹) 〉



(※) 出典をもとに改変

出典: Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

オミクロン株対応ワクチンの接種

相模原市HP.より

ページ番号1026067 最終更新日 令和4年10月7日

印刷

大きな文字で印刷

オミクロン株対応ワクチンは、従来のワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、オミクロン株に対する感染予防効果や発症予防効果が期待されることなどの科学的知見を踏まえ、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始します。

ワクチンの種類

オミクロン株対応ワクチン（従来株及びBA.1株に対応した2価ワクチン）

◆ ファイザー社ワクチン（12歳以上）

[新型コロナワクチン予防接種についての説明書（ファイザー社2価ワクチン用（BA.1））](#)（PDF 805.6KB） 

◆ モデルナ社ワクチン（18歳以上）

[新型コロナワクチン予防接種についての説明書（モデルナ社2価ワクチン用（BA.1））](#)（PDF 875.0KB） 

※今後、オミクロン株BA.4/5に対応したワクチンが供給された場合は、上記のワクチンが変更になる可能性があります。
※今後、国は、接種間隔の短縮について検討し、10月下旬までに結論を得る予定です。

ファイザー社やモデルナ社が、従来株に加えて、オミクロン株の成分を入れた新しいワクチンを製造をしており、このワクチンを日本国内では「オミクロン株対応ワクチン」と呼んでいます。また、従来株とオミクロン株の2つの成分を入れたワクチンという意味で「2価ワクチン」とも呼びます。

ワクチンの副反応

ファイザー社及びモデルナ社の2価ワクチンの特例承認に係る報告書において、どちらのワクチンも従来型ワクチンとおおむね同様の症状が見られました。

症状一覧

発現割合	ファイザー社	モデルナ社
50%以上	注射部位疼痛	注射部位疼痛、疲労
10～50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐
1～10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑・発赤、腫脹・硬結、発熱

対象者

2回目接種が完了した方で、前回接種から5カ月が経過した12歳以上の方
現時点では、1人1回の接種とし、3・4回目接種を完了している方も対象とします。

当事者目線の障害福祉

全会一致で条例案可決

県、来年4月施行

県議会は14日の本会議で「県当事者目線の障害福祉推進条例案」を全会一致で可決した。罰則はない理念条例で、来年4月に施行する。――関連記事21面に

条例は県の障害福祉の在り方を当事者の意思を尊重して支援する「当事者目線」に転換し、県全体で取り組みを進める「基本的な規範」となる。

意思決定が困難な当事者への支援や、障害を理由とした差別・虐待の禁止、障害福祉の政策立案過程に当事者の参加を推進することなどを規定。県民、事業者の責務を明記し、障害福祉を担う人材の育成や処遇改善などにも必要な措置を講じる」と定める。

県は2016年7月に相

模原市緑区の県立知的障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者ら45人が殺傷された事件を教訓に「当事者目線」の障害福祉への転換を推進。当事者や支援団体など意見交換しながら条例制定作業を進めてきた。

「役所の文章は分かりにくい」との当事者の意見を踏まえ、条例の「わかりやすい版」を作成するほか、県政の基本理念である「ともに生きる」を副題として条例の周知に努める。

可決後、黒岩祐治知事は「全会一致で可決していただき感謝したい。日本の障害福祉の歴史を変える大きな一歩。実効性を確保するため緊張感を持って取り組む」と述べた。

(大槻 和久)

障害福祉推進の県条例可決

当事者目線「わかりやすい版」も

県議会は14日、本会議で「当事者目線の障害福祉推進条例」案を全会一致で可決した。2023年4月1日に施行する。

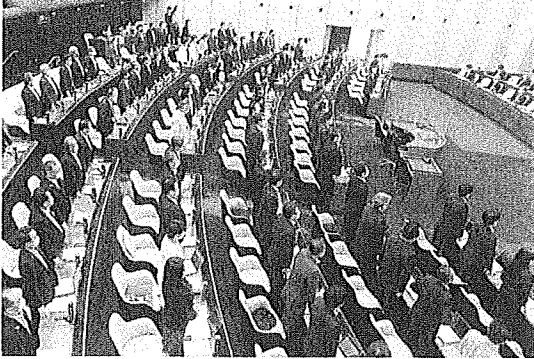
16年に障害者施設「津久井やまゆり園」(相模原市緑区)で入所者ら45人が殺傷された事件を機に、県が制定を目指してきた。条例は「障害者が障害を理由とするいかなる差別や虐待を受けることなく、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現」を掲げる。議会での審議を経て、「ともに生きる社会を目指して」という副題をつけた。

県は障害者らの意見を聞きながら条例案を作成。当

事者の「難しくてわかりにくい」という指摘を受け、全条文を平易な表現に言いかえた「わかりやすい版」も作成した。県によると条例は今月中にも公布される見通し。公布にあわせ、条文と「わかりやすい版」は県のホームページなどで公開するという。

(伊藤良溪)

対話重ね 声反映



県当事者目線の障害福祉推進条例案を全会一致で可決した県議会本会議
=14日午後、本会議場



県が県議会第3回定例会に提案した「県当事者目線の障害福祉推進条例案」が14日の本会議で全会一致で可決、成立した。来年4月に施行する。黒岩祐治知事自ら障害当事者らの声に耳を傾け、県議会の指摘も取り入れて制定にこぎ着けた。知事肝いりの議案審議から見えた論点や課題を探った。

(大槻 和久) =本記1面に

県当事者目線の障害福祉条例成立

「私自身が障害当事者と対話を重ね、県議会や市町村、関係団体からもさまざまな意見を聞いた。条例案にはこれらの意見をしっかりと反映した」

9月7日の県議会本会議。提案説明に臨んだ知事はこう力説した。

最大会派・自民党の代表質問では「聞く耳」をどう発揮したかを問われた。知事は「条例制定議論が本格化した昨年9月以降、障害当事者らと計10回、延べ15時間の対話を重ねた。当事

者を評価する意見が大勢を占めた。

一方で、足元では「当事者目線」の理念を揺るがす不祥事対応に追われている。外部調査委員会が県の知的障害者施設「中井やまゆり園(中井町)」で2015年度以降、入所者に対する虐待疑いの事実が25件確認されたと明らかにしたのだ。入所者を平手打ち▽肛門にナットを入れた▽居室の天井を便まみれで放置などが含まれ、調査委は

「人権意識の欠如」と指摘した。

調査委が報告書を知事に出したのには条例案提案の2日前。主要会派は「民間をけん引すべき県施設で信じがたい事態。対応策が条例より先ではないか(自民)」などと懸念を表明した。

厚生常任委で県幹部は「中井の改善を進めるためにも、条例を制定して着実に施策を打つ必要がある」と理解を求めたが、ある議員は取材に「県が実践できていない『当事者目線』を県民や事業者に求められるのか。目に見える形で中井の再生を示すことが必須だ」とくぎを刺した。

条例には罰則がなく、実効性をどう担保するかも論点となった。議会側は全会一致での可決に当たり、実効性を確保するための財政支援と推進体制の強化を求める意見を付けた。条例では総合的に施策を推進するため、基本計画の策定を知事に義務づけている。

足元で不祥事も

罰則なし 鍵握る実効性

「どんな立場になろうと、当事者目線の障害福祉は私のライフワークになる」

者が委員を務める検討委員会にも全11回フル参加して意見を交わした」と答弁。ほかに県職員が約60の当事者団体などの声に耳を澄ませたとも説明し、「オール神奈川」で条例案を練り上げたとの自負をのぞかせた。

県民や当事者団体などからの意見610件のうち94件を反映。今年7月に示した素案に対する議会側の指摘を踏まえ、障害福祉人材の処遇改善や当事者家族への支援なども取り入れた。

実質審議が行われた厚生常任委員会では「当事者目線を実現する上で欠かせない支え手の処遇改善に踏み込んだことは画期的」(民主)などと、県側の対

県当事者目線の障害福祉推進条例のポイント

- ▶ 障害当事者一人一人の自己決定を尊重
- ▶ 意思決定が困難な当事者の支援
- ▶ 障害を理由とする差別、虐待の禁止
- ▶ 障害を理由とする差別に関する紛争防止の相談体制整備
- ▶ 障害福祉の政策立案過程に当事者の参加を推進
- ▶ 障害福祉人材の確保、育成や処遇改善への対処
- ▶ 施策推進に必要な財政上の措置に努める

「社会全体が変わって」

「当事者目線の障害福祉は当たり前というかもしれないが、今はその当たり前が社会全体でできていない。障害者の生活や尊厳がおろそかにされていることを多くの皆さんに知ってもらいたい」

障害者が通う作業所などでつくる「きょうとれん神奈川支部」の岩山みどり事務局長は、県当事者目線の障害福祉推進条例の成立を受け、こう語った。

関係者条例に期待込め

念頭にあるのは、2016年に相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で起きた殺傷事件。岩山さんは障害者本人の望みや可能性を尊重しない社会の風潮が事件を生んでしまったのでは、と感じている。「まだまだ課題はあると思う。条例をつくらせて終わりではなく、予算や人員などもしっかりと確保し、名ばかりで終わらせないほしい。県だけでなく、社会全体が変わってほしい」と求めた。(川口 肇)

6

神奈川県の意思決定支援の取組みについて

～神奈川県版ガイドライン～

令和4年10月

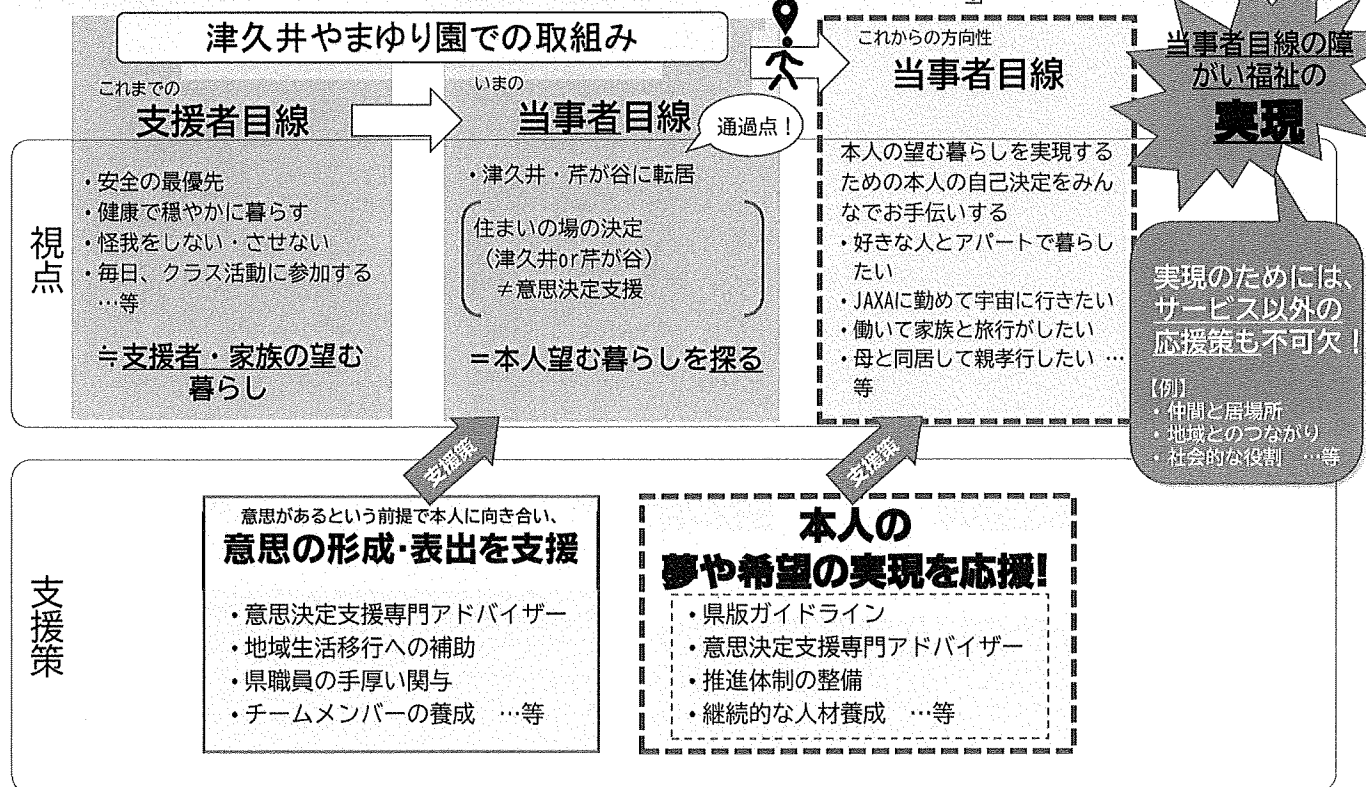
神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

意思決定支援G

Kanagawa Prefectural Government

これからの意思決定支援のイメージ

次のステージへ！



対象

津久井やまゆり園利用者

対象の拡大！

(津久井での気付きを全県へ)

まずは全ての施設利用者

参考

県内の障がい当事者の数

神奈川県内の障がい者数

	人数	割合
神奈川県内の人口	9,243,028人	100%
身体障害	10,648人	0.12%
知的障害	25,675人	0.27%
精神障害	15,171人	0.16%

生活の場

	利用者人数	うち知的障害
施設入所支援	4,723人 (うち最重度の区分6が2,327人)	3,564人(75.5%)
共同生活援助 (グループホーム)	10,334人 (うち最重度の区分6が1,096人)	7,220人 (69.9%)
自立生活援助 (ひとり暮らしの支援)	33人	8人 (24.2%)

※人口(令和2年国勢調査結果(県速報値)に基づく推計)、障がい者数(国保連の障害福祉サービスの受給データから推計(令和3年3月時点))

神奈川県内の入所施設数

県所管	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	合計
47	23	6	6	6	88

Kanagawa Prefectural Government

3

令和3年度 意思決定支援の全県展開に向けた取組み状況まとめ

	課題	想定される対策
モデル事業	・全利用者にどう広げるのか ・チーム自走化 ・事業所内の展開 ・外部(市町村、相談支援)の巻き込み方 ・知的協会と共同でやる仕掛け ・本人と施設職員へのメリットの周知方法 ・モチベーション維持(制度的後押し、世間の評価、利用者の夢の実現) ・ICT活用による時間の確保 ・相談、サビ管の負担を軽減するシステム構築	・財政支援 ・人材養成・研修 ・相談、サビ管以外の中核人材の養成 ・自走化と事業所内の展開 ・外部の専門家、行政の参加の仕組みづくり ・関係団体との連携 ・本人、職員への周知・普及 ・<u>具体的な支援方法の周知(県版ガイドライン)</u> ・参考事例の共有 ・ICT活用
施設 ヒアリング	・財政、人手、時間が不十分 ・<u>具体的な支援方法、参考事例などの周知・普及</u> ・意思決定支援の取組みへの理解・質の向上	
当事者 ヒアリング	・情報を得ることや、体験・経験をする機会 ・相談する場の確保 ・チーム、サポート役の確保 ・公的なサービス以外の活用 ・本人への意思決定支援の伝え方 ・本人、家族への普及	・本人や家族への情報提供、周知・普及 ・相談窓口の設置 ・公的サービス以外のインフォーマルサービス(地域の協力等) ・コミュニティソーシャルワーカー

→令和4年度は県内の障害者支援施設との意見交換を実施
令和5年度に県版ガイドラインの完成、支援策については検討中

県版ガイドラインの作成

障害者支援施設で意思決定支援を促進するために、具体的で分かりやすい行動が記載してある県独自のガイドラインを作成

特徴

- ・現場での実際の行動や姿勢、考え方を記載
- ・チェックリスト方式の記載、使い勝手や読みやすさを重視
- ・障害者支援施設の支援者向けに作成

(※その他の関係者向けについては検討中)

立場ごとのガイドライン

- ・管理者編
- ・サービス管理責任者編
- ・生活支援員編

現在は試行版を作成

モデル事業所での試行や障害者支援施設との意見交換を実施中

Kanagawa Prefectural Government

5

県版ガイドラインの全体構成

Ver 4.0

I 共通事項

事業所及び支援チーム

- 1-1.相談支援専門員等との連携と支援チーム
- 1-2.意思決定支援チームの活性化
- 1-3.組織的な情報の積み重ねと意思の確認方法の模索
- 1-4.第三者による客観性の担保
- 1-5.支援者の支援

推進体制と知識・技術

- 1-6.意思決定支援の推進体制と環境整備
- 1-7.情報や知識の収集と技術の習得

II 前提

インテーク

- 2-1.新規受入れの場合

III 準備

アセスメント
プランニング

- 3-1.ヒアリングシートを活用した人物像の理解
- 3-2.個別支援計画作成の基本的な留意点
- 3-3.個別支援計画作成に盛り込むべき事項

IV 意思決定支援の展開 インターベンション ～ モニタリング

1 意思形成

- 4-1.利用者の感情(意思)に気付くための工夫
- 4-2.分かりやすいコミュニケーション方法の検討
- 4-3.社会的体験を通じた興味関心の幅の拡大とその記録
- 4-4.組織的な情報共有
- 4-5.意思決定支援チームの情報共有とスーパービジョン

2 意思表明

- 4-6.利用者の意思表出を受け止める支援者としての態度
- 4-7.利用者が安心して意思表出できる環境への配慮
- 4-8.利用者の感情表現への気づき
- 4-9.意思表出の方法等の確認

3 意思実現

- 4-10.人間関係と社会的活動の範囲の拡大
- 4-11.興味関心の幅を広げるための支援の実施
- 4-12.新たな挑戦への配慮とフィードバック

Kanagawa Prefectural Government

6

県版ガイドラインで広めたいこと

(前提)

- ・ 津久井やまゆり園での実践・施設ヒアリング等から、施設ごとに地域の実情が異なること、利用者の障がい特性や個性によって意思決定支援の方法が様々であることが分かった。

(広めたいこと)

- ・ 県版ガイドラインを使って、（津久井やまゆり園でのやり方そのものを広げたいのではなく）意思決定支援を実施するに当たってのポイントとなることを広め、「本人中心の障害ケアマネジメント」を実践してもらいたい。

(ポイント)

- 本人中心に支援をすること（支援者目線ではない）
- 本人を知ること、理解すること
- 本人が安心して意思を表明できる環境（ソフト面、ハード面）を整えること
- 本人を中心としたチームで検討（模索）し続けること
- 第3者の視点を導入すること（客観性の担保）
- 人間関係や社会関係を外へと広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）
- 施設全体で取り組むこと

7

今後の方向性

- ・ 令和5年度に障害者支援施設での意思決定支援の全県展開を開始
- ・ 県版ガイドラインを完成（毎年内容はブラッシュアップします）

令和4年10月14日

各 位

神奈川県議会議会局政策調査課長

議会報告会開催のご案内について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県議会につきまして、日ごろから御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本県議会では、11月22日（火）に津久井やまゆり園において議会報告会を開催いたします。

議会報告会は、県民の皆さまに開かれた議会づくりの一環として実施するもので、県庁を離れ、共生社会推進特別委員会を開催し、引き続き、委員会を傍聴された皆さまと委員との意見交換を行います。

つきましては、議会報告会のチラシを作成しましたので、送付いたします。

問合せ先
調査・政策法制グループ
三谷
電話 (045) 210-7567



神奈川県議会



手話通訳付きです。

議会報告会

共生社会推進特別委員会

普段は県庁で開催する特別委員会を傍聴していただき、その後、テーマに沿って委員との意見交換を行います。

定員
50人
事前申込制
先着順

開催日時

令和4年11月22日(火) 14時から17時まで

14時～16時 共生社会推進特別委員会の傍聴

16時～17時 委員との意見交換会

●13時から受付を開始します。

テーマ

「当事者目線の障がい福祉」及び「高齢者・障害者等介護の支援」

場所

津久井やまゆり園(相模原市緑区千木良476)

●会場までのアクセスは裏面をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、会場・定員等を変更又は中止する場合があります。

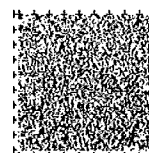


ともに生きる社会かながわ憲章
～この願いを力に、ともに生きる社会を実現します～



活字文書読上げ装置を使うと、情報を音声で聞くことができます。

音声コード



● 議会報告会の問合せ先 ●



神奈川県議会議会局政策調査課 調査・政策法制グループ (045) 210-7567 又は、県議会HPをご覧ください。 <http://www.pref.kanagawa.jp/gikai/>

神奈川県議会 議会報告会

検索

参加申込み・当日のご案内

場所

● 津久井やまゆり園 (相模原市緑区千木良476)

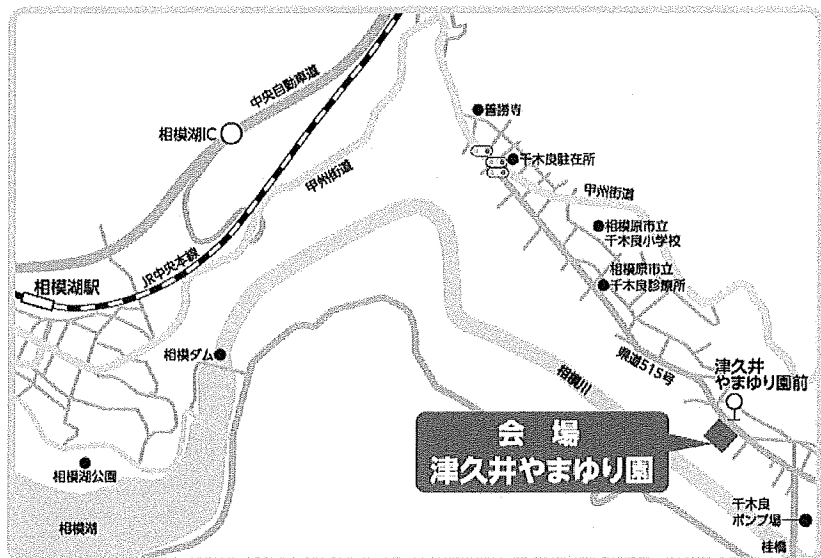
お越しの際は、園の運営に際して駐車場の数に限りがあることから、公共交通機関のご利用をお願いします。障がい等の理由により公共交通機関での移動が困難で自動車での来園を希望される方は、事前に下記問合せ先までご連絡ください。

主なアクセス

- JR中央本線「相模湖駅」
神奈中バス2番乗り場「三ヶ木(桂橋経由)」行き、
「津久井やまゆり園前」下車 バス乗車7分

持ち物

- 室内履き・靴用ビニール袋



申 込 書

ふりがな	
お 名 前	
ご 住 所	
電 話 番 号	満席・中止等の場合、ご連絡いたします。日中連絡のつく電話番号をご記入ください。 ()
メールアドレス	満席・中止等の場合、電話ではなくメールでご連絡いたします。
F A X 番 号	満席・中止等の場合、電話ではなくFAXでご連絡いたします。 ()
肖像権について	右記2をご一読の上、ご記入ください。 承諾する 承諾しない
託児のご希望	2歳から就学前6歳までのお子さまを対象としています。(注) 希望します 希望しません
配慮すべき 事 項	参加にあたって、障がいや体調等により配慮すべき事項がある場合は記載してください。 (例)「車椅子での傍聴希望」・「手話通訳側席希望」など

1. 個人情報の取り扱いについて

参加申込みの際に提出された個人情報は、議会報告会運営のために使用するもので、他の用途に使用することはありません。

2. 個人の肖像権について

県議会局職員や報道機関が参加者の写真を撮影したり、録音・録画を行いますが、次の内容においてのみ使用し、その他の使用は一切ありません。

- ① 報告書への使用
- ② 議会報告会インターネット中継
- ③ 議会報告会を広報するためのSNS・HP、制作物への使用
- ④ 報道機関各社での記事、写真及び映像掲載としての使用(新聞・テレビ等における記事、写真や映像記事としての掲載)
- ⑤ 県議会局による記録を目的とした使用

※ご承諾いただけない場合は、指定のエリアに着席いただきます。

託児サービス

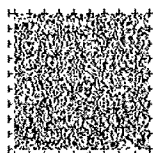
11月7日(月)までに、
参加申込と併せてお申し込みください。

(注) 託児をご希望の方には、後日県議会局から、人数や当日の持ち物等につきまして、お電話いたしますので、電話番号を、必ずご記入ください。

※満席・中止等の場合、ご連絡いたします。連絡がない場合は、開催時刻までにお越しください。

●いずれかの方法で、お早めにお申し込みください(先着順)

音声コード



県議会HP(ホームページ)

神奈川県議会 議会報告会

検索

申込みフォームにご記入ください

郵送 県議会局の住所の記載は不要です
上記申込書にご記入の上
〒231-8588 県議会局 議会報告会担当
へ郵送してください

FAX 上記申込書にご記入の上
(045)210-8907へ送信してください
おかけ間違いのないよう、お願い申し上げます

県庁新庁舎5階の県議会局まで、直接お持ちいただいても受け付けいたします(横浜市中区日本大通1)

議会報告会の
問 合 せ 先

神奈川県議会議会局政策調査課 調査・政策法制グループ
(045)210-7567 又は、県議会HPをご覧ください。

障害者の地域生活支援

政府、法改正案提出へ

障害者が地域で暮らしていけるように支援を強化する障害者関連法の改正案が14日、閣議決定された。施設を出て一人暮らしを希望する人を対象としたグループホームを新設するほか、地域生活の拠点整備などを市町村の努力義務とする。政府は開会中の臨時国会での成立を目指す。

日本は海外と比べても施設や病院で生活する障害者が多く、課題とされている。厚生労働省は地域生活への移行を進めるため、仕組みを整えていく方針だ。グループホームでは、一人暮らしなどを希望する人が集まって一定期間入居する新たなタイプを設ける。掃除や金銭管理のやり方などを習得できるようにサポートする。退去して地域生活を始めた後も一定期間はホームの事業者が相談に応じるよう求める。

■障害者の地域生活を支援する改正法案のポイント

- ・一人暮らしを希望する人への支援をグループホームで実施
- ・地域での生活支援をする拠点の整備を市町村の努力義務に
- ・本人のニーズや適性、強みを評価した上で就労先を選択できるようにする「就労選択支援」を創設
- ・精神科病院で虐待を発見した人の都道府県への通報を義務化

市町村が整備する地域の拠点は、家族が亡くなった場合など緊急時のサービス提供のほか、施設や精神科病院で暮らす人が一時的に退所（退院）した際の生活支援にあたる。入所や入院が長期化した人でも、地域での生活を体験してもらうことで移行しやすくなる。

一方、精神科病院をめぐる改正案では、職員らによる病院内での虐待を発見した場合、都道府県などへの通報を義務づける。厚生労働省の調査では、15～19年度に自治体が把握した精神科病院内での虐待が疑われる事

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案が閣議決定されました

厚労省 HP より

福祉・介護

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案について

標記法律案が、令和4年10月14日（金）に閣議決定されました。
概要等については、以下の資料をご覧ください。

[概要 \[PDF形式: 4,514KB\]](#)

[法律案要綱 \[PDF形式: 336KB\]](#)

[法律案案文・理由 \[PDF形式: 701KB\]](#)

[法律案新旧対照条文 \[PDF形式: 1,397KB\]](#)

[参照条文 \[PDF形式: 532KB\]](#)

障害者 地域移行進まず

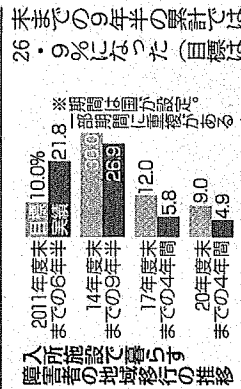
4年間で4.9%、政府目標半分

集団で暮らし制約が多い入所施設に入っている全国の障害者のうち、自宅やアパートのようなグループホームなど地域社会での生活に移った人は2020年度末までの4年間で4.9%の約6300人にとどまることが16日、厚生労働省のまとめで分かった。政府目標の9%を大幅に下回った。地域移行が比較的に軽度者は既に施設を出て、重度や高齢の人が残っているのが背景。知的障害者を中心に依然1万人超が入所している。

重度者ら12万人依然入所

国連の障害者権利委員会は9月、政府に改善を勧告。重度者を支援できる専門的な人材の育成や社会の理解が求められる。国は障害があっても地域で暮らし社会参加ができるように、入所者の地域移行を進めている。06年度からは法律に基づき国が期

間を設けて目標値を定め、各自治体が具体的な障害者福祉の計画を立てている。達成状況を見ると、施設入所者のうち、地域での生活に移った人は当初、軽度者が多かったため、比較的高い割合で推移した。11年度末までの6年半で21.8%（目標は10%）。14年度



30%。その後は、専門的なサポートが必要となる重度者が残る形となり移行は進まず、20年度末までの4年間で4.9%に落ち込んだ。

一方、施設への入所者数はわずかながらも減少傾向にある。20年度末までの4年間で2.3%（約2900人）減り、目標の2%を達成した。

別の統計で入所者の内訳を見ると、1から6まである障害支援区分のうち、最重度の区分6が増加。障害の種類では、知的障害が約7割を占めている。

厚生省は地域移行後の主な受け皿として、アパートや民家などで少人数が共同生活を送るグループホームの整備を進めている。事業者に支払う報酬改定で手厚い人員配置や医療的ケアへの対応などを後押ししてきたが、重度の人は受け入れを断られるケースが依然多い。

施設退所見据え支援も

くいる場所ではない」と言い切る。移行に向けた支援は地道な工夫の積み重ねだ。昨年から入所している女性(38)は、予定が変更されると着がなくなることをからスケジュールを示した絵カードを用意。順にボードに挿し、終了後に外していくことで次の予定を視覚的に分かりやすくする。気持ちよくなって着がせる方法を職員と一緒に模索し、徐々に効果が出てきている。近所のスーパーに行く際は職

員は本人から見えない場所で見守るだけにして、女性も1人で買い物を。女性は「(買い物)は好き。チョコパイといおこシユース(さきつ)」と笑顔を見せる。今後予定されているグループホームでの体験宿泊も「行く。楽しい」と意欲的だ。

▽駆け込み寺

国は03年度以降、障害者の地域移行を進めてきたが、近年は思うような成果が上がっていない。09〜12年度は年間千人ほ

どが移っていたが、13年度以降は千二百人台にとどまる。

特に知的障害者では、施設に入所している人が12.1%を占め、身体障害者の1.7%を大幅に上回る。通所型の入所施設はここ一部にとどまり、厚生労働省は「重度者を受け入れるグループホームや、地域生活を支援する仕組みも十分整っていない」と課題を分析する。

国連の障害者権利委員会は9月に出した日本政府への勧告で、入所施設で暮らす障害者が多いことを問題視。施設収益を終わらせるため予算の組み替えや、差別性のある法的枠組みなどを求めた。

大阪公立大の三田優子准教授(障害者福祉)は「施設では入所者を管理し、個人より集団の論理を優先しがた。個性や自由、希望が失われると生活の質は下がってしまう」と指摘。「施設は入所者がさらに地域に出られるよう後押しし、グループホームや家庭で介助者が体調を崩した際などに一時的に受け入れる駆け込み寺としての役割に特化すべきだ」と話している。

壁にぶつかる国の政策

入所施設にいる障害者が地域社会で普通に暮らせるようにする国の政策が壁にぶつかっている。現在、施設に残るのは重度や高齢の人が多く、地域生活に移る人数は頭打ち。数十年の長期にわたり入所する人が少なくない中、数年ほどで地域移行を目指す「通所型」の施設も出てきている。

▽地道な工夫

川崎市の一R武蔵小杉駅近くの丘陵地に立つ入所施設「桜の風」。20〜60代の知的障害者約40人が暮らす。「地域生活支援型」をうたい、入所時から施設を出た後の生活を想定した支援をするのが特徴だ。

2013年の開所から今年3月末までに、計40人が小規模なグループホームなどに移った。6割は最重度の人たちだ。ある男性は「グループホームではトイレを自由に使ったトーストが食べられる」と喜んだという。

運営法人の佐野良総務課長は「入所施設とは、そういったさまざまなことも制約がある。長

